

# 役員等及び審査委員の報酬並びに費用に関する規程

## (目的)

**第1条** この規程は、一般財団法人戸田国際財団（以下「本財団」という）定款第14条、第30条及び第31条第4項の規定に基づく役員等の報酬、審査委員の報酬並びこれらの職務を遂行するために要する費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、顧問と併せて役員等という。
- (2) 審査委員とは、定款第40条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給)

**第3条** 本財団は、役員等に対して、理事会または評議員会に出席したとき、報酬として一日1回50,000円を支給する。

- 2 監事に対して、前号の他、毎事業年度の監査業務の対価として年50,000円を支給する。
- 3 審査委員に対して、審査委員会に出席したとき、報酬として一日1回30,000円を支給する。
- 4 役員等及び審査委員に対して、活動報告会等、本財団における主要行事に出席したとき、報酬として一日1回20,000円を支給する。
- 5 前4項の規定に関わらず、戸田建設株式会社在籍の役員等及び審査委員は、無報酬とする。

## (報酬の支給方法)

**第4条** 報酬は、会議開催後または業務終了後に、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。ただし、本人が申し出た場合は、通貨をもって本人に支給することができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

**(費用)**

**第5条** 本財団は、役員等及び審査委員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払う。

2 戸田建設株式会社在籍以外の役員等及び審査委員が会議並びに主要行事に出席するために要する交通費については、原則各回一律 2,000 円、ただし自宅から開催地まで 70km 以上の移動を要する場合は実費額とする。

**(改廃)**

**第6条** この規程の改廃は、評議員会の決議による。

**(補則)**

**第7条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

**附則**

この規程は、2025 年 4 月 1 日より施行する。